

海軍特別志願兵令施行規則

海軍省令第二十九號 昭和十八年七月二十八日

改正 昭和十九年三月 海軍省令第十一號
同 十九年五月 第二十四號

(第四百十九號補綴)

第一章 總則

第一條 本則ニ於テ令トハ海軍特別志願兵令ヲ謂フ

第二條 本則ニ於テ官公署長トハ朝鮮ニ在リテハ警察署長、臺灣ニ在リテハ郡守、警察署長又ハ支廳長ヲ謂フ

本則ニ於テ準用スル海軍志願兵令施行規則中市町村ニ關スル規定ハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ市町村ニ準ズベキモノニ、市町村長ニ關スル規定ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外官公署長ニ付之ヲ準用ス

第三條 海軍志願兵令施行規則第四條乃至第八條ノ規定ハ特別志願兵ニ關シ之ヲ準用ス

●參照

○海軍志願兵令施行規則

第四條 服役年次ヲ示ス場合ニ於テハ其ノ役ニ就キタル月ノ一日ヨリ向フ一年間ヲ第一年次トス第二年年次以下之ニ倣フ

第五條 本則ニ於テ届出又ハ願出ヲ爲スベキ者ヲ本人ト爲シタル場合ニ於テ本人届出又ハ願出ヲ爲スコト能ハザルトキハ戶主之ヲ爲シ戶主本人ナルトキハ家事ヲ擔當スル者之ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ戶主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戶主ノ法定代理人、戶主又ハ

海軍特別志願兵令施行規則

第一條乃至第五條

四百六十七

戸主ノ法定代理人未ダ決定セザルトキ又ハ避クベカラザル事故アルトキハ家族中家事ヲ擔當スル者届出又ハ願出ヲ爲スベシ届出ヲ爲スベキ者ヲ戸主ト爲シタル場合亦之ニ準ズ

第六條 本則ニ於テ本人ヨリ海軍人事部長ニ差出スベキ書類ハ別段ノ規定ナキ限り市町村長ヲ經由スベシ海軍人事部長ヨリ交付スベキ書類又ハ通達スベキ事項ニ付亦同ジ

第七條 兵役ニ關スル各種ノ名簿其ノ他書類ノ調製ニ當リ氏名同一ナル者アルトキハ其ノ取扱ニ關シ錯誤ヲ生ゼザル如ク必要ノ措置ヲ爲スベシ

第八條 召集ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第二章 服役

第四條 特別志願兵ノ服役ニ關シテハ本則中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外海軍志願兵令施行規則第三章(第十五條ノ二及第二十六條ヲ除ク)及第四章ノ規定ヲ準用ス但シ鎮守府トアルハ警備府、鎮守府司令長官トアルハ警備府司令長官トシ海軍志願兵令施行規則第二十條、第二十三條、第二十四條及第二十七條乃至第二十九條中市町村長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹(京城府ニ在リテハ區長以下之ニ同ジ)又ハ邑面長トス此ノ場合ニ於テ府尹又ハ邑面長ヨリ海軍人事部長ニ提出スベキ書類又ハ海軍人事部長ヨリ府尹又ハ邑面長ニ送達スベキ書類ハ警察署長ヲ經由スルモノトス

第五條 在郷ノ兵ニシテ在籍警備府所管ノ海軍特別志願兵徵募區以外ノ地ニ旅行、滞在、寄留若ハ在留セントスル者又ハ船舶乗組ト爲ル者(船名、航路及船舶國籍

證書ノ有無ヲ明記シ)ハ出發前本籍地ノ官公署長ヲ經テ在籍警備府ノ海軍人事部
長ニ届出ツベシ

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者出發(乗船)豫定期日後十四日以内ニ出發(乗
船)セザルトキ又ハ歸著(下船)シタルトキハ前項ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ
第一項ニ規定スル者内地ニ寄留シ又ハ朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島、滿洲國、
支那、香港若ハ澳門ニ在留(海軍召集規則第百三條ノ規定ニ該當スル場合ヲ謂フ)
シタルトキハ寄留地又ハ在留地到着後十四日以内ニ寄留地ヲ管轄スル警察署長又
ハ海軍召集規則ノ定ムル當該地域ノ官公署長ヲ經テ在籍警備府ノ海軍人事部長ニ
届出ツベシ寄留地又ハ在留地ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第三章 徵募

第六條 削除

第七條 特別志願兵ノ徵募検査ハ海軍志願者身體検査規則ニ依ル身體検査及所管警
備府司令長官ノ定ムル國民學校初等科修了程度ノ學力試験トス

第八條 海軍特別志願兵徵募區ハ左表ニ依ル

海軍特別志願兵徵募區	所管警備府區
朝鮮	鎮海警備府 朝鮮
臺灣	高雄警備府 臺灣

●海軍志願者身體
検査規則ハ服役
補充召集之部百
一丁ニ登錄アリ

海軍特別志願兵令施行
規則

第六條乃至第十二條

四百六十八

第九條 警備府司令長官ハ部下ノ將校中ヨリ海軍特別志願兵徵募官（以下之ヲ海軍徵募官ト稱ス）ヲ命ジ徵募事務ノ執行及第七條ニ定ムル徵募検査合格者ノ決定ニ任ゼシム

警備府司令長官ハ部下ノ軍醫科士官中ヨリ海軍特別志願兵徵募軍醫官（以下之ヲ海軍徵募軍醫官ト稱ス）ヲ命ジ海軍徵募官ノ命ヲ承ケ第七條ニ定ムル身體検査ヲ掌リ體格等位ノ決定ニ任ゼシム

道知事、州知事又ハ廳長ハ其ノ管轄内ノ官公署長ヨリ海軍特別志願兵徵募官（以下之ヲ地方徵募官ト稱ス）ヲ命ジ海軍徵募官ノ命ヲ承ケ徵募検査ニ關スル準備及之ガ事務ノ執行並ニ徵募検査ヲ受クル者ノ身上ニ關スル調査ニ任ゼシム

第十條 特別志願兵タルコトヲ志願スル者ハ海軍特別志願兵志願書（様式第一）ヲ本籍地ノ官公署長ニ提出スベシ但シ朝鮮又ハ臺灣内ニ於テ本籍地以外ニ寄留スル者ハ寄留地ノ官公署長ニ提出スルモノトス

第十一條 官公署長ハ前條ノ志願者ニ就キ令第十條及第十二條ニ規定スル資格ヲ審査シ且第十三條各號ノ一ニ該當セズト認ムル者ノ兵種別員數表（様式第三ニ準ズ）ヲ道知事、州知事又ハ廳長ニ提出スベシ

●參照

○海軍特別志願兵令

第十條 特別志願兵ノ徵募ハ年齡十六年以上二十一年未滿（昭和七年律令第二號ノ適用ヲ受クル者ニ在リテハ二十五年未滿）ノ者ニ就キ之ヲ行フ

前項ニ規定スル年齢ハ採用ノ年ノ十二月一日ニ於ケル年齢トス

第十二條 左ニ掲グル者ハ特別志願兵ノ徵募ニ應ズルコトヲ得ズ

- 一 陸軍ノ豫備役及第一國民兵役ニ在ル者竝ニ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル第一補充兵
- 二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑法第百八十五條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者

三 刑事被告人

第十三條 左ニ掲グル者ハ之ヲ特別志願兵ニ採用スルコトヲ得ズ

- 一 身體完全ナラザル者
- 二 志操確實ナラザル者
- 三 品行方正ナラザル者
- 四 略國民學校初等科修了程度以上ノ學力ナキ者
- 五 試験検査ニ合格セザル者
- 六 前各號ニ掲グル者ノ外海軍兵ニ適セズト認ムル者

第十二條 道知事、州知事又ハ廳長ハ志願者ノ集合及検査ニ便ナル地ヲ選ビ特別志願兵徵募検査所ヲ豫定シ海軍特別志願兵検査所豫定表(様式第二)ヲ作製シ海軍特別志願兵志願人員表(様式第二)ト共ニ之ヲ警備府司令長官ニ送付スベシ

前項ノ送付朝日ハ警備府司令長官ヨリ道知事、州知事又ハ廳長ニ之ヲ通知スルモノトス

第十三條 警備府司令長官ハ海軍特別志願兵検査所豫定表ニ依リ検査所ヲ決定シ海

海軍特別志願兵令施行規則

第十二條乃至第十四ノ三

四百六十九ノ九

軍人軍部長ヲシテ徵募検査執行目割及受檢豫定員數其ノ他所要事項ヲ定メシメ之ヲ道知事、州知事又ハ廳長ニ通知シ道知事、州知事又ハ廳長ハ検査ヲ行フベキ日時順序其ノ他必要ナル事項ヲ定メ之ヲ官公署長ニ告達スベシ

第十四條 道知事、州知事又ハ廳長ハ管轄内ニ於ケル海軍特別志願兵志願者名簿(樣式第四)ヲ調製シ地方徵募官ヲ經テ巡回ノ海軍徵募官ニ回付スベシ

道知事、州知事又ハ廳長ハ海軍徵募官徵募ノ爲巡回ニ際シテハ所要ノ官公署吏員ヲシテ徵募事務ヲ補助セシムベシ

第十四條ノ二 官公署長ハ第十三條ノ規定ニ依リ告達セラレタル事項ヲ志願者ニ告達シ検査當日官公署ノ吏員ヲ附シ志願者ヲシテ指定ノ時刻迄ニ検査所ニ出頭セシムベシ

志願者ニシテ青年學校手帳、國民學校初等科六年以上ノ學業成績簿若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ學業其ノ他職業ニ關スル證書類ヲ有スル者ハ検査所ニ出頭ノ際成ル可ク之ヲ携行シ海軍徵募官ノ閱覽ニ供スベシ

第十四條ノ三 海軍徵募官巡回検査中巡回日割ノ變更ヲ要スト認ムルトキハ速ニ警備府司令長官ニ具申スベシ

警備府司令長官前項ノ具申ヲ受ケ日割ヲ變更シタルトキハ速ニ之ヲ關係ノ道知事、州知事、廳長及海軍徵募官ニ通知スベシ

道知事、州知事又ハ廳長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ旨管内關係ノ向ニ通知スベシ

第十四條ノ四 志願者指定ノ日時ニ指定ノ検査場ニ出頭セザルトキハ何等ノ事由アルモ検査ヲ行フコトナシ但シ他ノ検査場ニ到リ検査ヲ受クルコトヲ願フ者アルトキハ海軍徵募官之ヲ許可スルコトアルベシ此ノ場合ニ於テハ出願地ノ官公吏員同行スルカ又ハ検査委託ノ添書ヲ新検査地官公署長ニ差出スコトヲ要ス

第十四條ノ五 志願者ニシテ一検査所ニ於テ検査ヲ受ケタルモノハ同一検査期間ニ更ニ他ノ検査所ニ於テ検査ヲ受クルコトヲ得ズ

第十四條ノ六 海軍徵募官ハ一検査所ノ検査ヲ了ル毎ニ其ノ成績及志願者ノ素行ヲ審査シ海軍特別志願兵タルニ適當ト認ムル者ニ海軍特別志願兵適任證書(様式第五)ヲ付與シ其ノ検査成績ノ概要ヲ海軍人事部長ニ通知スベシ

第十四條ノ七 官公署長ハ特別志願兵適任證書ヲ付與セラレタル者ニ付海軍特別志願兵適任者身上調書(様式第六)ヲ調製シ検査終了後七日以内ニ之ヲ海軍人事部長ニ送付スベシ

第十四條ノ八 特別志願兵適任證書ヲ付與セラレタル者採用前ニ於テ令第十二條ニ該當スルニ至リ又ハ轉籍、轉住、死亡、所在不明、廢疾若ハ不具等身上ニ異動ヲ生ジタルトキハ官公署長ハ速ニ其ノ人名及異動事由ヲ道知事、州知事又ハ廳長ヲ經テ海軍人事部長ニ通知スベシ但シ轉籍、轉住者ニ在リテハ官公署長ハ同時ニ其ノ旨轉籍又ハ轉住地ノ官公署長ニ通知スベシ

第十四條ノ九 海軍徵募官ハ其ノ巡回ノ道州廳ノ志願者ノ検査ヲ了リタルトキハ徵募實況報告及検査成績表ヲ作り警備府司令長官ニ進達シ警備府司令長官ハ之ヲ總

海軍特別志願兵令施行規則

第十四條ノ四乃至第十七條ノ二

四百六十ノ十

括シ意見ヲ附シ海軍大臣ニ提出スベシ

第十五條 警備府司令長官ハ管下徵募區ノ検査ヲ終了シタルトキハ海軍人事部長、海軍徵募官及海軍徵募軍醫官ヲシテ志願者ニ就キ體格、學力、品行其ノ他ニ關スル検査及調査事項ヲ審査シ令第十七條ノ規定ニ依ル告達ト對照シテ採用者ヲ豫定セシムベシ

●參照

○海軍特別志願兵令

第十七條 海軍大臣ハ毎年採用スベキ特別志願兵ニ付其ノ兵種別及入團期別ノ員數ヲ定メ之ヲ所管警備府司令長官ニ告達ス

第十六條 警備府司令長官ハ前條ノ規定ニ依ル採用豫定者中ヨリ更ニ採用者ヲ選定シ採用證書(様式第七)ヲ道知事、州知事又ハ廳長ニ送付ス

第十七條 道知事、州知事又ハ廳長採用證書ヲ受ケタルトキハ官公署長ヲ經テ之ヲ志願者ニ付與スベシ

官公署長ハ陸軍補充兵ニシテ前項ノ採用證書ヲ付與セラレタルモノアルトキハ之ヲ當該陸軍兵事部長ニ通知スベシ

第十七條ノ二 道知事、州知事又ハ廳長ハ採用證書ノ付與ヲ終リタル後入團迄ノ日數ヲ計リ採用員ヲ便宜ノ場所ニ集メ道、州、廳又ハ官公署ノ官吏吏員ヲ附シ所定期日ニ海兵團ニ到着セシムベシ但シ採用員五人以内ナルトキハ單行セシムルコトヲ得

第十八條 特別志願兵ニ採用セラレタル者海兵團ニ到著シタルトキハ海軍人事部長ハ採用員ノ點呼ヲ爲シ海兵團長ハ軍醫科士官ヲシテ採用員ノ身體検査ヲ施行セシメ合格者ニ兵種別ニ從ヒ二等兵ヲ命ズ

第十九條 前條ノ身體検査ニ於テ現役ニ堪ヘズト認ムル者又ハ特別志願兵トシテノ適性ニ乏シキ者アルトキハ海兵團長ハ身體検査證ヲ添ヘ之ヲ警備府司令長官ニ報告スベシ

警備府司令長官ハ前項ノ報告ヲ審査シ至當ト認メタルトキハ其ノ採用ヲ取消シ海兵團長ヲシテ本人ヲ歸郷セシメ其ノ旨道知事、州知事又ハ廳長ニ通知スベシ
道知事、州知事又ハ廳長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ關係官公署長ニ通知スベシ

第十九條ノ二、寄留地ニ於テ特別志願兵ノ徵募ニ應ジ採用セラレ入團シタル者アルトキ海軍人事部長ハ之ヲ本籍地ノ道知事、州知事又ハ廳長ニ通知スベシ

道知事、州知事又ハ廳長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ本籍地ノ官公署長ニ通知スベシ

第二十條 本則ニ定ムルモノヲ除クノ外特別志願兵ノ徵募ニ關シ必要ナル事項ハ警備府司令長官之ヲ定ム

附則

本則ハ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十九年三月省令第十一號)

海軍特別志願兵令施行規則

第十八條乃至第二十條 様式第一

四百六十一

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
當分ノ間海軍特別志願兵身上調書ハ従前ノ用紙ヲ適宜訂正ノ上使用スルコトヲ得
附 則 (昭和十九年五月省令第二十四號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
様式第一(用紙適宜)

海軍特別志願兵志願書

本籍地

現住地

戸主氏名 戸主トノ續柄

右海軍特別志願兵ヲ志願致度此段出願候也

年 月 日

現住地

現住地

(振假名ヲ附ス)

氏 名

年 月 日 生

本人 氏 名

戸主 氏 名

(親權者 後見人) 氏 名

本人未成
年ナキ
ルトキ

何警備府司令長官殿

◎第十二條

◎第十一條第十二條

様式第二(用紙美濃紙)

備考	利廣	京	検査地区名	昭和	何道州應
	川州	城	志願豫想人員	年海軍特別志願兵検査所豫定表	
	郡郡	府	検査所	記	
			廣州郡役所	京城府應	

様式第三(用紙美濃紙)

検査所	兵種	昭和	何道州應
	水兵	年海軍特別志願兵志願人員表	
	整備兵		
	機關兵		
	工作兵		
	衛生兵		
	主計兵		
	計		

海軍特別志願兵令

様式第二乃至第四

四百六十二

(第四百十九號補綴)

第十四條ノ六

海軍特別志願兵令
施行規則

様式第五

様式第五

- 三、本名簿ハ検査所(検査日)毎ニ區分シテ別紙ニ調製スルコト
- 四、現住地ハ括弧内ニ記入ノコト

海軍特別志願兵適任證書(用紙程村ハツ切)

現居住地 道(州・廳) 市町村

氏名

右昭和 年海軍特別志願兵ニ適スルニ付本證書ヲ付與ス

昭和 年 月 日

何警備府海軍特別志願兵徵募官 氏

名

印

四百六十ノ十三

(第百十九號補綴)

2106

裏 面

心得

- 一、本證書ハ海軍特別志願兵ヲ志願シ身體検査及學力試験ヲ受ケ海軍特別志願兵ニ適スト認メタル者ニ之ヲ付與ス
- 二、本證書ノ有効期限ハ昭和 年 月 日迄トス此ノ期間内ニ何時採用證書ヲ付與セラルルモ速ニ受領シ得ル機常ニ居所ヲ明ニ爲シ置クベシ
- 三、本證書ヲ受ケタル者ト雖モ豫定人員ヲ超過スルトキハ採用セラレザルコトアルベシ故ニ本證書ヲ受ケタルノミニテ早計ニ自己ノ職業ヲ放擲スル様ノコトアルベカラズ
- 四、海軍特別志願兵ニ採用スルトキハ更ニ採用證書ヲ付與ス
- 五、本證書ハ入團ノ際採用證書ト共ニ之ヲ携帶スベシ
- 六、海軍特別志願兵ニ採用セラレ入團ニ際シテハ再ビ身體検査ヲ施行ス此ノ検査ニ不合格ノ者ハ採用ヲ取消サルベシ此等ノ多クハ自己ノ不攝生不行跡ヨリ起ル結果ニシテ其ノ志望ヲ達シ得ザルノミナラズ大ナル不面目ナリ故ニ各自攝生ヲ重シシ操行ヲ慎ミ健康ヲ保ツコトニ注意スベシ
- 七、海軍特別志願兵ハ左ノ年齢ノ範圍内ニ於テ幾回モ志願スルコトヲ得
十六年以上二十一年未満（昭和七年律令第二號ノ適用ヲ受クル者ニ在リテハ二十五年未満）
- 八、海軍特別志願兵タラン者ハ學術ノ素養ナカルベカラズ豫メ修習ヲ心掛クベシ
- 九、本證書ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ官公署長ヲ經テ更ニ下渡ヲ海軍人事部長ニ請求スベシ

官公署長總括所 見	血 族 關 係		人	
	遺傳性疾患者又ハ自殺者ノ有無	無 處刑者ノ有	宗 教	兵 役 關 係
昭 和 年 月 日	(癩、肺結核、精神病等ノ罹病者又ハ死亡者アルトキハ本人トノ續柄及本人トノ續柄ヲ記載スルコト) 原因及本人トノ續柄ヲ記載スルコト (處刑者ノ刑名、刑期、本人トノ續柄ヲ記載スルコト)		係	家 庭 ニ 在 ラザル者ニ付テハ其ノ環
	其ノ他參考事項			
官公署長 氏 名	(海軍志願ノ勳賞及志願回数、家族中ノ軍人(戦死者免役者ヲ含む)其ノ他選兵上參考ト爲ルベキ事項ヲ記載スルコト)		(何々店員トシテ雇ハル、雇主ノ信厚シ) (何々方ニ下宿ニ、同宿人間ニ不良トノ噂アリ)	

備 考

- 一、本調書ハ選兵及入團後ノ訓育資料ト爲スモノナルヲ以テ直接責任者ノ外他人ニ示サザルモノトス
- 二、(一)内ハ記入例ヲ示シタルニ過ギズ故ニ各人、各個ノ身上ニ關シ忌憚ナク的確細ニ記載シ本人ノ真相ヲ明瞭ニ顯ハスヲ要ス
- 三、志願兵種ノ欄ニハ志願兵種ヲ志望ノ順序ニ記入スルコト
- 四、家族ハ本人ノ戸主、直系尊屬、妻子及兄弟ニシテ現ニ其ノ戸籍ニ在ルモノヲ記入スルコト

様式第七(用紙程村八ツ切)(現役兵ニ對スルモノ)

(第四百十九號補綴)

海軍特別志願兵採用證書

本籍地
居住地

氏名

右海軍水兵(又ハ何々兵)ニ採用ス

昭和 年 月 日
何海兵團ニ入團スベシ

何警備府 印

裏面

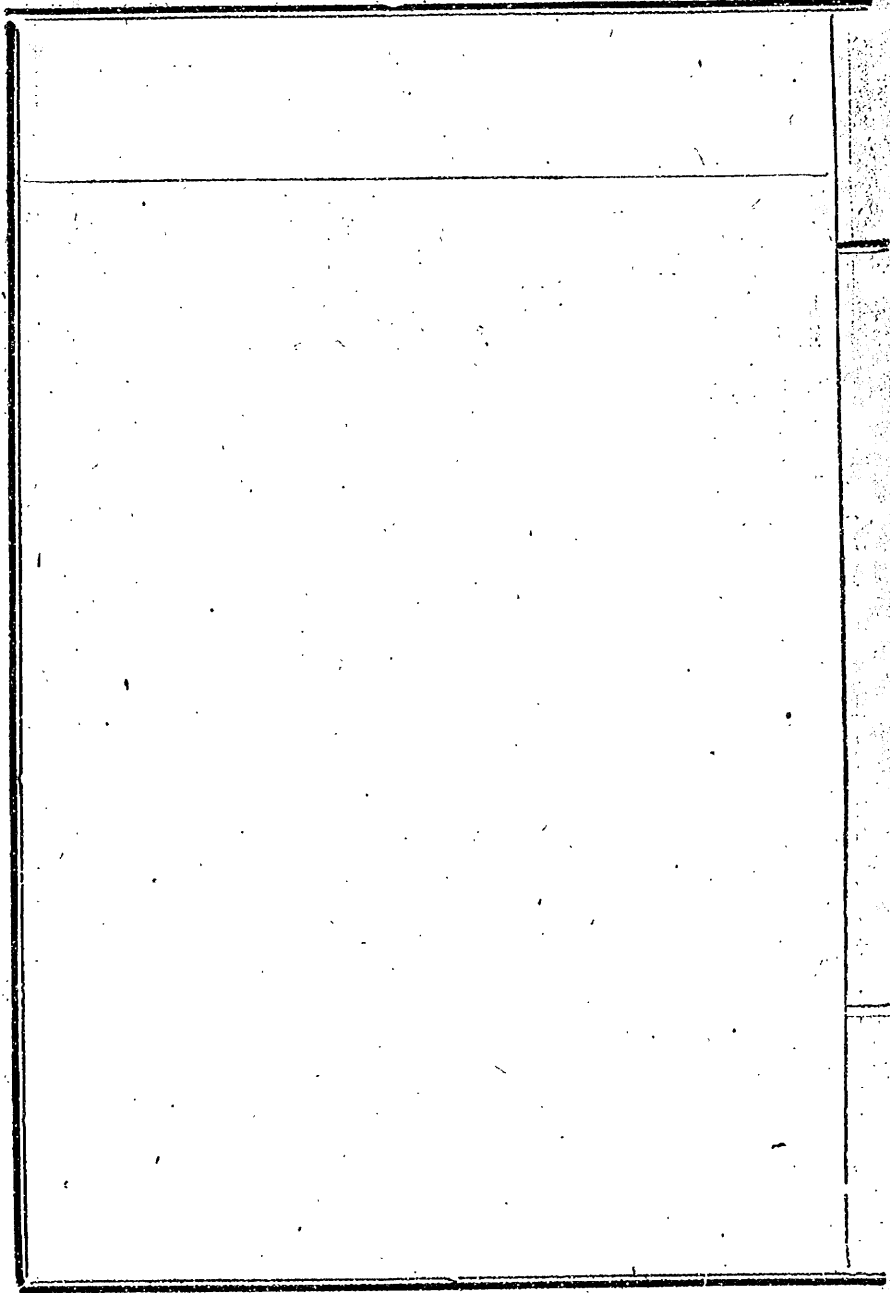
心得

- 一、本證書ハ海軍特別志願兵志願者中採用スベキ者ニ付與ス
- 二、本證書ハ入團ノトキ携帯スベシ
- 三、採用入團ノ達アルモ傷痰、疾病、犯罪其ノ他ノ事故ニ因リ入團シ難キトキハ本人又ハ家族ヨリ官公署長ヲ經テ警備府司令長官ニ願出ツベシ
- 四、入團ニ際シ父母ノ疾病、危篤又ハ死亡ノ爲入團延期ヲ願ハントスル者ハ官公署長ノ與書證印ヲ受ケタル書面(父母疾病、危篤ノ者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ)ヲ以テ警備府司令長官ニ願出ツベシ
- 五、本證書ヲ失ヒ又ハ損傷シタルトキハ官公署長ヲ經テ更ニ下付ヲ海軍人事部長ニ請求スベシ

海軍特別志願兵令施行規則

様式第七

四百六十ノ十五



2111